

「奈良県広域水道企業団水道料金等コンビニエンスストア等収納業務委託」
の入札に係る質問及び回答

番号	項目	質問内容(原文ママ)	回答
1	公告 第1 6	<p>本入札は電子入札システムを利用して行う電子入札案件であり、電子入札システムへの利用者登録が完了した者以外は、この入札に参加することができません。ただし、電子入札システム等に障害等が発生し、電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合は、紙による入札の参加を認めることがあります。</p> <p>とありますが、当行は入札参加資格を有しておりますが、電子入札システムへの利用登録は済んでおりません。</p> <p>5/16(木)に公告された本件入札において、電子入札システムにより6/3(月)入札参加資格確認申請、6/17(月)入札書提出というスケジュールは、電子入札システム利用登録に係る手続に要する時間を考慮すれば、物理的に対応不可能なスケジュールと言わざるを得ません。</p> <p>このことから、今回は「電子入札システムを使用した手続を行うことが困難な場合」に該当すると考え、紙による入札の参加を認めていただくことは可能でしょうか。</p>	<p>紙による入札参加を認める場合は電子入札等を行うためのICカードの破損等を想定しています。</p>
2	公告 6 1	<p>◆第6 その他1:入札保証金について、奈良県営水道契約規程をWEBで検索しましたが、見つからなかったのでご質問です。</p> <p>こちらは他都市の実績の提示等により免除になりますでしょうか？</p>	<p>奈良県庁ホームページ条例・規則をご覧ください。 https://krk401.legal-square.com/HAS-Shohin/page/SJSrbLogin.jsf</p> <p>(様式2)入札保証金免除申請書により申請してください。</p>
3	公告 6 2	<p>◆2: 契約保証金についても同様に、他都市の実績提示等で免除になりますでしょうか？</p>	<p>奈良県営水道契約規程第19条の通りです。</p>
4	入札説明書 4 2	<p>◆4(2)「同申請書附属書類」について、契約書の写しは電子入札システムにPDF等添付は行わず、持参か郵送のみの受付で認識は合っておりますでしょうか。</p> <p>また、契約書の写し以外に必要な書類は特になしの認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。</p>
5	入札説明書 6 (1)	<p>1件当たりの単価について、2024年4月～●●円(税抜)、2025年4月～●●円(税抜)と言うように、段階的な金額のご提示は可能でしょうか。</p>	<p>できません。5年間を通して一律の単価としてください。</p>
6	入札説明書 6 (4)	<p>参加者が1社の場合は、入札は無効になりますでしょうか。</p> <p>また、不調になった場合にはどうなりますでしょうか。</p>	<p>1社でも有効です。不調の場合は入札説明書10に記載の通りです。</p>
7	仕様書 1	<p>◆各自治体ごとに、収納データ・収納金の振込・手数料ご請求のいずれか1つ以上を分けて運用する可能性はありますでしょうか？</p> <p>あるいは上記3つについて、1つに合算しての対応でも差し支えございませんでしょうか？</p>	<p>企業団の運用としては想定していません。</p>
8	仕様書 3	<p>委託業務の受託者(以下「受注者」という。)は、委託業務履行にあたり必要な発注者との打合せ、コンビニエンスストア本部及びスマートフォン決済サービスを行う事業者(以下「本部等」という。)との契約を始めとする各種調整、発注者が作成する納入通知書の版下確認作業、バーコード読み取りテスト作業、データ通信テスト作業、その他発注者が必要と判断する準備業務を実施する。</p> <p>とありますが、弊行では、版下確認作業は、コンビニ収納事務取扱要領に基づきお客様にてチェックいただいております。</p> <p>今回の場合も、お客様にてご対応いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>仕様書に記載の通りです。過不足がないかの確認をお願いします。</p>

番号	項目		質問内容(原文ママ)	回答
9	仕様書	3 準備期間	「発注者が作成する納入通知書の版下確認作業」について、弊社でお渡しする「納付書用様式チェックシート」に沿っていただければ納付書の確認対応を不要としておりますが、よろしいでしょうか。	仕様書に記載の通りです。過不足がないかの確認をお願いします。
10	仕様書	3	・納入通知書の版下確認作業は令和6年7月(予定)、バーコード読み取りテスト作業およびデータ通信テスト作業は令和6年9月(予定)から行うこととする。 とありますが、弊行では、利用開始の6カ月前までに申込書を提出いただき、コード採番に約1カ月、スマホアプリ会社での審査に1カ月半～2カ月程度を要します。 その後にお客様にて納入通知書のレイアウトチェックを実施いただき、バーコード読み取りテストとなります。 従って、9月時点でのバーコード読み取りテストの実施対応は不可能となりますが、テスト実施時期のご調整は可能でしょうか。	受注者と別途協議とさせていただきます。
11	仕様書	3 準備期間	「データ通信テスト」は、ゼロ件データで疎通確認いただくテスト※となりますが、よろしかったでしょうか。 ※0件データを受信(ヘッダレコード・トレーラレコード・エンドレコードのみ。データレコードなし。)いただくテスト。 実データ(テスト用納付書を用いて作成した収納データ)でのテストを想定されている場合、納付書枚数やテストデータに関する要件は弊社指定の内容としていただくことは可能でしょうか。	実データでのテストを想定しています。内容については受注者と別途協議とさせていただきます。
12	仕様書	3	・受注者は準備業務に関する業務計画表を契約締結日から3週間以内に発注者に提出すること。 とありますが、ここで言う契約書とは何の契約書を指しますでしょうか。通常、コンビニ収納取扱に関する契約書については、お申し込みをいただいた後、各種手続きと並行して内容確認をさせていただいたため、コンビニ収納取扱に係る契約書案をお示しできるのは、サービス開始1カ月～2カ月前程度を想定しておりますが、ご対応は可能でしょうか。	本業務委託の契約書を指します。 入札説明書11に記載の通り、落札者は、奈良県営水道契約規程第17条第1項の規定に基づき落札の日から遅滞なく契約を締結するものとします。
13	仕様書	3	その他、受注者と料金等システム構築業者との間において協議・調整等が発生した場合は、双方で協議し、議事録等を作成して都度、発注者へ報告すること。 と記載がありますが、打ち合わせの際には発注者様も参加いただけますでしょうか。	必要であれば参加可能です。
14	仕様書	3 準備期間	「業務計画表」について、規定の様式はありますでしょうか。	規定の様式はありません。
15	仕様書	4	収納業務に関する帳簿等の保存とは具体的にどのような対応になりますでしょうか。	仕様書16に記載の通りです。
16	仕様書	4 委託業務の範囲	「収納業務に関する帳簿等の保存」について、『帳簿等』とは何を想定されているのでしょうか。	仕様書16に記載の通りです。
17	仕様書	8 (1)	「取扱店は、納付者が持参した納入通知書に印字されたバーコードをスキャナーで読み取り、その情報に基づき現金を収納し、領収印を押印すること」と記載がありますが、現金ではなく現金等とさせていただきますでしょうか。	現金等の内容を確認のうえ、受注者と協議させていただきます。
18	仕様書	8 (1)	コンビニ店頭で、アルバイト店員が、納付書が取り扱えない場合に金融機関又は発注者の収納窓口にて納付するように説明するのは現実的に困難です。全ての場において、納付書に記載が義務付けられている収納機関連絡先に連絡するようご案内することになりますでしょうか。	問題ありません。

番号	項目		質問内容(原文ママ)	回答
19	仕様書	8 (2)	「スマートフォン決済サービスを利用した収納の場合は、納付者あての支払完了通知の送信をもって領収証書の発行に代える」とありますが、通信不良や利用者が通知を拒否した場合など、通知ができない場合がありますのでご容赦ください。	承知しました。
20	仕様書	8 (2)	領収証書以外の帳票については、発注者の指示によりコンビニエンスストア本部、取扱店でそれぞれ保管すること。と記載がありますが、それぞれ保管ルールがあり保管させていただきます。	受注者と別途協議とさせていただきます。
21	仕様書	8 (3)	納付者に誤った領収証書、領収証書以外の帳票を返却した場合は、受注者、コンビニエンスストア本部又は取扱店の責任で回復すること。とありますが、事故発生時の取扱いについては、お客様・弊行・CNS(弊行が提携しているコンビニ収納代行業者)・コンビニエンスストアの4者で協議し、協力して必要な措置を講じることとすることは可能でしょうか。	発注者を含めた協議は可能と考えますが、納付者への対応は仕様書に記載の通りお願いします。
22	仕様書	8 (3)	「取扱店は誤って領収印を押印した場合は、速やかに当該領収印が無効であることを明確にする措置をし、納付者に納入通知書全てを返却し、発注者への連絡を依頼すること。」と記載ありますが、納付者様に収納状況をご説明し、ご納得いただき、納付者様がお支払をご希望された場合には、ご対応させていただきますようお願いいたします。	可能です。
23	仕様書	8 (3)	「また、納付者に誤った領収証書、領収証書以外の帳票を返却した場合は、受注者、コンビニエンスストア本部又は取扱店の責任で回復すること。」と記載ありますが、納入通知書の受け渡しミスが発生した場合には、発注者から納付者様に店舗へご連絡いただくようお願いいただくことは可能でしょうか。	可能です。
24	仕様書	9 (1)	伝送フォーマットは、弊社フォーマットで送付させていただきますがよろしいでしょうか。	仕様書に記載の通りお願いします。また、料金等システムで取り込みできない場合は受注者側で対応をお願いします。
25	仕様書	9 1	◆9(1)伝送フォーマットについて、具体的な各レコード仕様の指定は特になく認識でよろしいでしょうか？ガイドラインの標準伝送フォーマット規格に準拠した、弊社仕様のフォーマットでの伝送を想定しております。	仕様書に記載の通りお願いします。また、料金等システムで取り込みできない場合は受注者側で対応をお願いします。
26	仕様書	9 (2)	インターネット伝送方式とし、情報保護のために必要な暗号化等のセキュリティ対策を行うこと。とありますが、今回のコンビニ収納導入において、収納データの伝送方法は、LGWAN回線を利用されず、インターネット方式とするとありますが、当該データの受信に際しては、どのようなシステムをご利用される予定でしょうか。	インターネット回線で受注者のシステムにログインし受信する予定です。
27	仕様書	9 収納データの作成と伝送 (2)	「インターネット伝送方式」について、弊社サービスでは、インターネットVPN接続(全銀TCP/IP接続・広域IP網)を用いた伝送(別途VPN接続ソフトを無償提供)となりますが、よろしいでしょうか。	新たに専用回線を引き込む必要がなければ可能です。
28	仕様書	9 (3)アウ	概ね15時までに発注者がデータを取得できるようにすること。とありますが、インターネット接続の場合は、おおむね14時にデータ取得が可能ですが、LGWAN回線をご利用の場合は、16時となりますがご対応は可能でしょうか。	可能です。
29	仕様書	9 (3)	確報データを発注者が取得できる日は、弊社標準スケジュールとさせていただきますようお願いいたします。	原則として5日以内毎で集約をお願いします。
30	仕様書	9 (4)	送付方法については、当社指定の方式とさせていただきますがよろしいでしょうか。	DVD等の送付方法については別途協議とさせていただきます。

番号	項目		質問内容(原文ママ)	回答
31	仕様書	9	(4)イ 受注者は、DVD等の発注者が指定する記録媒体により、原則として収納データの取得日中に発注者にデータを納品すること。 とありますが、これをお客様とCNSとの間で協議し決定した方法とさせていただくことは可能でしょうか。	可能です。
32	仕様書	10	(1) 「発注者が指定する口座」と記載がありますが、金融機関は第一地方銀行の口座をしていただくことは可能でしょうか。	企業団の出納取扱金融機関の口座となります。
33	仕様書	10	1 ◆10(1)払込み について 「併せて、別途発注者が指定する収納金の状況に関する報告書を作成し、速やかに発注者に提出すること。」とありますが、具体的にはどのようなご報告が必要になりますでしょうか？	収納日、件数、金額等を想定しています。受注者が報告可能な様式を確認して協議させていただきます。
34	仕様書	10	(1) 併せて、別途発注者が指定する収納金の状況に関する報告書を作成し、速やかに発注者に提出すること。 とありますが、具体的にどのような取り扱いを想定されているのでしょうか。	収納日、件数、金額等を想定しています。受注者が報告可能な様式を確認して協議させていただきます。
35	仕様書	10	(1) 「別途発注者が指定する収納金の状況に関する報告書を作成し、速やかに発注者に提出すること」とありますが、報告書の様式に指定はありますでしょうか。収納件数および収納金額を集計した内訳表(弊所定の様式)を指定日までに提出することをもって、ご了承いただけますでしょうか。	内容を確認して可否を判断します。
36	仕様書	10	(1) 払込された収納金金額及び件数が照会端末から確認できますので、そちらで代替とさせていただきますでしょうか。	内容を確認して可否を判断します。
37	仕様書	11	「指定日までに受注者が収納金を払い込まない場合において、受注者は、別途企業団で制定する諸規程に基づき遅延利息を納付しなければならない。」と記載がありますが、弊社が資本関係のない他社の保証業務を実施していないため、発注者様ー弊社ー各コンビニ及び電子マネー事業者の3者又は4者契約を締結し、それぞれの帰責事由に応じて、各コンビニ及び電子マネー事業者、もしくは弊社がその責任を負う形を採らせていただいております。 上記の形態で対応させていただくことでよろしいでしょうか。	本業務委託は落札者と県の二者での契約となります。ただし、予め書面により県の承諾を得ることで業務の一部を再委託することができます。
38	仕様書	12	(2) 払込金額に不足や超過が発生した場合には、協議の上対応とさせていただきますでしょうか。	仕様書に記載の通りですが、対応方法は協議によることで問題ありません。
39	仕様書	13	収納業務予定表につきまして、指定のホームページから適宜ダウンロードいただく形で問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
40	仕様書	16	(1)ウ 現状、コンビニ本部では1ヶ月程度の保存期間となっているチェーンもございます。 収納代行業者並びにコンビニ本部ともに、他自治体様の取扱と同様の保存期間とさせていただくこととなりますが、よろしいでしょうか。尚、コンビニ側のルールであるため収納代行業務委託業者によって異なるものではございません。	問題ありません。
41	仕様書	16	(1)ウ 「受注者及び本部等は、収納日の翌日から2年間保存し」とありますが、本部等は収納データの保管期間を3ヶ月以上としております。収納代行会社において確報データを2年間保管する対応をもってお認めいただけますでしょうか。また、収納データは確報データのみ管理しているため、こちらの保管で問題ございませんでしょうか。	問題ありません。
42	仕様書	16	(1)エ 「収納業務に関する事項が記載された帳簿」とはどのような内容を記載することを想定されておりますでしょうか。	ア、イ、ウ以外で、受注者が管理している収納業務に関する事項が記載された帳簿を想定しています。

番号	項目	質問内容(原文ママ)	回答
43	仕様書 20	(3) 弊社では損害の帰責事由を有する当事者がその責任を負うこととしておりますので、コンビニ本部又は収納取扱店の倒産・破たんによる責任を弊社で追うことはできませんが、お認めいただけますでしょうか。 (収納取扱店の倒産・破たんの責任は本部が追うものとなります。) コンビニ本部破綻時の収納金を保証する代わりに、コンビニ本部各社に係る信用調査会社の情報等を活用し、コンビニ本部の経営状況を常時注視しており、コンビニ本部の破綻が懸念される場合には、コンビニ本部との提携契約を解除する等により回収金の保全に努めております。	仕様書に記載のとおり、受注者が責任を負うものと考えています。
44	仕様書 20	3 ◆20(3)損害賠償について、各社がそれぞれの経営の結果、万が一経営破綻となってしまった際、コンビニやアプリ各社(本部)と弊社間は資本や人的関係等がありませんので、免責という考え方でご容赦いただけますでしょうか。	仕様書に記載のとおり、受注者が責任を負うものと考えています。
45	仕様書 21	商標については本部等が了承のうえ使用をお願いします。	承知しました。
46	仕様書 21	委託業務履行場所について納入通知書に記載いただく際、原則は、文字による記載としていただいております。また、ロゴによる表示とする場合、あらかじめコンビニまたはスマホ会社からの承認を得る必要がありますが、よろしいでしょうか。	問題ありません。
47	仕様書 22	収納業務終了の際は、終了する代行会社経由でお支払い可能な納付書が納付者様のお手元にまだあるなど、様々な状況がございます。 そのため直ちに引き継ぐことはできず、双方協議の上引継ぎを行う、とさせていただきますようお願い致します。	承知しました。
48	仕様書 24	受注者は、当月内に発生した確報データの件数及び当該収納金を発注者が別途定める様式で当月末日までに発注者に報告し、確認を受けること。 とありますが、弊行では、翌月10日頃に請求書をお渡しさせていただいておりますが、その取扱いで対応可能でしょうか。	当月分は当月末日付けで報告していただく想定です。
49	仕様書 24	委託料の請求書は、当月内に発生した収納にかかる確報データ(当月の5日締め～末締め)に基づいて集計する形でよろしいでしょうか。	問題ありませんが受注者と協議させていただきます。
50	仕様書 24	「委託料は、1件当たりの契約単価(税抜き)に当月内に発生した確定データの件数を乗じた金額に消費税額を加算した金額とする。」と記載がありますが、当月中に送付された確報データの件数ではなく、払込まで完了した件数を対象としてご請求させていただきたく想定ですがよろしいでしょうか。	仕様書に記載の通り、委託料は、1件当たりの契約単価(税抜き)に当月内に発生した確定データの件数を乗じた金額に消費税額を加算した金額とします。
51	契約締結	本サービス提供にあたっては地方銀行と収納代行会社で役割分担しておりますため、委託契約の締結につきまして、貴団体、契約銀行、収納代行会社、提携コンビニ(スマホアプリ事業者)の4者間での締結をお認めいただけますでしょうか。また、契約書は収納代行会社制定の収納事務委託契約書(提携コンビニの調印省略)により締結いただくことは可能でしょうか。	本業務委託は落札者と県の2者での契約となります。ただし、予め書面により県の承諾を得ることで業務の一部を再委託することができます。
52	契約形態	指定公金事務取扱者制度による契約※ですが、問題ないでしょうか。 ※一部のスマホ事業者は指定納付受託者制度による契約となります。	問題ありません。